

長年荒れ放題だった農地を再生し、醸造用ぶどうの拡大を目指す

取組主体 ・ 個人農業者(若手リーダー)

地区名 ・ 屋代(時沢高田)地区

解消面積 ・ 0.21ha

取組年次 ・ 平成27～28年

解消内容 ・ 醸造用ぶどうの作付け

放棄の理由 ・ 所有者の高齢化に伴う就農困難

取組のきっかけ ・ 荒廃農地の拡大を危惧した地域の若手リーダーの奮起

荒廃の程度 ・ 廃園地で雑草、樹木繁茂及び転石の混入

取組の概要

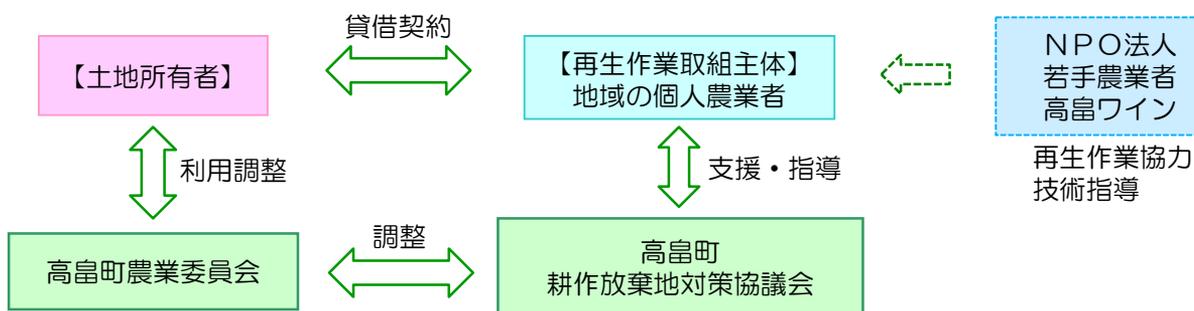
○旧来から地域特産のぶどうを栽培している園地であったが、所有者の高齢化に伴い労働力の確保が困難となり、耕作放棄されるに至った。この農地について近隣の農業者が、荒廃が拡大することを危惧し、再生利用を行うことを地域協議会に相談、所有者との貸借、再生利用交付金による取組みについて調整が行われました。

○廃ぶどう園は、旧棚材の朽ち落ちたものや、雑草・樹木が全体に繁茂するとともに、多数の転石の混入が確認された。このため、初年度は外注により重機を用いて廃材の撤去、伐開、ぶどう植栽の障害となる転石の除去と整地、支障物の地区外搬出処分を行い、次年度はぶどう栽培に必要な果樹棚を整備し、苗木の定植にあたっては地域を拠点とするNPO法人や近隣の若い農業者を巻き込み、作業体験をしてもらうことで、醸造用ぶどうの生産拡大に向けた機運づくりを行いました。

○定植作業にあたっては、醸造用ぶどうの出荷予定先である高畠ワイン㈱から技術指導を受け、一定の水準を保ちながら進められました。

○ワイン仕立てには最低5年がかかることから、その間栽培技術習得やマーケティング調査を行いさらなる可能性を探る考えであります。

取組体制



きっかけは？

土地所有者の高齢化により労働力確保困難、荒廃農地が地域のリーダー的農業者の目に触れ、その拡大が危惧されたことから、醸造用ぶどうの栽培により有効利用を図ることとした。

活用した支援策

- 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金（国）（H27～28）
- 耕作放棄地再生利用交付金（町）（H27）

課題と解決

引き受け
手確保

・ 荒廃農地の拡大を危惧した近隣の若手農家が、醸造用ぶどうによる再生利用を決意し、借り受け等について町農業委員会に斡旋を依頼しました。

利用調整

・ 町農業委員会による利用調整により、権利移動が円滑に進められました。

再生作業

・ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し、外注工事での作業、地域の若い農業者等の協力を得て実施しました。

導入作物

・ 醸造用ぶどう（カベルネ・ソーヴィニヨン）

販路

・ 高畠ワイン株式会社との栽培契約によります。

取組の成果等

○再生利用に対して地域の若手就農者やNPO法人、地域企業など地域全体の協力を得ながら一体感をもって取組んでいます。これを契機に当地域において耕作放棄地解消の取組が拡大することを願っています。 【取組主体】

○町内企業（高畠ワイン株）との連携により地域おこし、地域の活性化の面でも非常に期待しています。他の若手で構成する生産法人等も関心を示しており、一層の規模拡大を図られるよう期待しています。 【高畠町耕作放棄地対策協議会事務局】

解消状況

再生前



再生中



転石の搬出作業

再生後



棚張状況



定植作業



連絡先：山形県高畠町耕作放棄地対策協議会事務局（電話番号：0238-52-4479）